証券コード　4040
2023年６月12日
（電子提供措置の開始日　2023年６月６日）

株　主　各　位

大阪市西区南堀江１丁目12番19号
南海化学株式会社
代表取締役社長執行役員　菅野 秀夫

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第72回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第72回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、そのいずれかにアクセスのうえご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】https://www.nankai-chem.co.jp
（上記ウェブサイトにアクセスし、「IR情報」、「IRライブラリ」、「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記ウェブサイトにアクセスし、「銘柄名（会社名）」に「南海化学」を、あるいは「コード」に当社証券コード「4040」（半角）を入力・検索のうえ、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択いただき、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料資料」欄よりご確認ください。）

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本年の株主総会へのご出席については慎重にご判断いただき、可能な限り書面によって議決権を行使いただきますよう、お願い申し上げます。

書面にて議決権を行使される場合は、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年6月27日（火曜日）午後5時40分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

1．日　　時　　2023年６月28日（水曜日）午前９時30分

2．場　　所　　大阪市西区南堀江１丁目12番19号
四ツ橋スタービル6階会議室（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3．会議の目的事項

報告事項

1．第72期（2022年４月１日から2023年３月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第72期（2022年４月１日から2023年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款の一部変更の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

第３号議案　当社の取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

第４号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
なおご出席株主様へのお土産は取りやめさせていただいておりますので、何卒ご了承願います。

◎代理人による議決権の行使は、議決権を有する株主の方１名に委任する場合に限られます。
その場合、代理出席される株主様の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書類（委任状及び代理人により議決権を行使される株主様の議決権行使書用紙）を会場受付にご提出ください。

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次の事項は、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。上記インターネットの各ウェブサイトにおいて掲載しております。
・連結計算書類における連結注記表
・計算書類における個別注記表
従いまして、本書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査した書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

事　業　報　告

（2022年４月１日から
2023年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（１）事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、激動する世界の政治・経済に翻弄された一年でした。ロシアのウクライナ侵攻及び西側諸国のロシアへの経済制裁、さらにこの数年続く米中対立により従来のグローバルベースのサプライチェーンは機能不全となり、資源価格の高騰と急激なインフレーションを誘引しました。特に米国の金利上昇はゼロ金利施策の日本に急激な円安をもたらし、深刻な人手不足、物流費高騰と相まって、景気の先行きの不透明感は一層高まりました。

かかる環境の中、2022年度は南海化学グループ中期経営計画「Fly Higher Nankai」の経営指針である、「想定力の向上で守りの成長と攻めの成長を実現する」の達成に向け、既存コア事業の基盤強化、顧客への取組強化による適正な価格設定、効率経営による生産性向上、成長分野への経営資源（ヒト・モノ・カネ）の重点配分の諸施策を適切に実施いたしました。

その結果、当連結会計年度の経営成績に関しましては、売上高は196億１百万円（前期比112.4%）、営業利益は７億96百万円（前期比107.8%）、経常利益は8億86百万円（前期比123.7%）、親会社株主に帰属する当期純利益は5億4百万円（前期比108.9%）となりました。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は2,240百万円であり、その主な設備は次のとおりであります。

区分	設備名
本社	次期基幹システム
和歌山工場	電解槽エレメント及び電解膜更新
土佐工場	脱塩事業用設備
土佐工場	ニトロメタン倉庫

（3）資金調達の状況

当連結会計年度中における所要資金は、主に自己資金及び借入金によって賄っております。また、当期中に総額1,000百万円の私募債を発行するとともに、売掛債権の流動化により1,311百万円の資金調達を行っております。

（4）対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症との共存共生が進み、インバウンド需要の回復の兆しがありますが、米中の貿易摩擦、ロシアのウクライナ侵攻他に起因する国際情勢のかつてない緊張は依然世界経済に大きな影響をもたらしております。特に、国際市況の乱高下による原材料コストの不透明感や、人手不足による物流費の増加懸念が継続すると見込まれ、安定的な収益の確保が喫緊の課題となっております。

このような環境のもと、当社は2023年４月に東京証券取引所スタンダード市場に上場を果たし、上場企業として相応しいガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底の下でステークホルダーの満足度向上に向けた施策を実施してまいります。

具体的には、当社企業経営方針に基づいた各施策を実行してまいります。

① 環境に貢献する新規ビジネスによる成長分野の確立

環境循環型ビジネスの深化と開発は、社会ニーズに応える会社使命として注力してまいります。当社グループが手掛ける硫酸リサイクル事業の基盤を強化するとともに、持分法適用関連会社であるサンワ南海リサイクル株式会社との連携を深めてまいります。

さらに、セメント会社の資源リサイクル比率向上に寄与する脱塩事業を土佐工場にて稼働開始いたします。併せて、二次電池分野でのリサイクル事業を中長期を見据えた新たな環境ビジネス領域とし、研究開発部門の充実を図ってまいります。

② 新たな事業投資ポートフォリオによる強靭な企業集団の構築

当社グループ内事業ポートフォリオの見直しを継続してまいります。戦略優位性の少ない事業は撤退も含めその方向性を確定し、成長市場に位置する事業はその拡大シナリオを確定してまいります。また、持分法適用関連会社であるATNグラファイト・テクノロジー株式会社の安定操業に貢献し、当社グループの発信力を高めてまいります。

③ 生産性の向上と原価率の低減による事業基盤の確立

不安定な為替市況及び国際市況に対処すべく、仕入先及び販売先との取組みを強化するとともに、生産性の向上に努め、適正な収益基盤を維持してまいります。特に、各種塩事業は天日塩調達の優位性を活かして、販売基盤の拡大を目指してまいります。

2024年３月期の連結業績見通しは、売上高207億円、営業利益8億80百万円、経常利益8億90百万円を見込んでおります。

当社グループは、企業理念に定めた「化学品事業を通じて地球環境と豊かな社会の創生に貢献する」ことを目標とし、環境や安全に優れた製品の提供を通じて、事業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取組むとともに、お客様、取引先様、株主様、地域社会等、あらゆるステークホルダーの皆様に満足いただけるよう取組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

（5）財産及び損益の状況の推移

区分	第69期 (2019年度)	第70期 (2020年度)	第71期 (2021年度)	第72期 (2022年度) 当連結会計年度
売上高（百万円）	16,586	16,463	17,434	19,601
経常利益（百万円）	429	708	716	886
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	59	155	462	504
１株当たり当期純利益（円）	58.37	146.42	359.83	391.94
純資産（百万円）	3,230	4,035	4,676	5,191
総資産（百万円）	15,138	16,122	16,982	18,346

（注）１株当たりの当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

（6）重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

a．国内

会社名	資本金(百万円)	出資比率(%)	主要な事業内容
エヌシー環境株式会社	200	100.0	環境リサイクル事業
富士アミドケミカル株式会社	30	100.0	化学工業薬品の製造及び販売
株式会社エヌエムソルト	10	85.5	塩の製造及び販売

(注) 2022年2月14日開催の当社取締役会にて、富士アミドケミカル株式会社の解散及び清算方針の決議を行いました。

b．海外

会社名	資本金(千US$)	出資比率(%)	主要な事業内容
如皋市四友合成化工有限公司	2,000	100.0	化学工業薬品製造
如皋南海水処理剤有限公司	10,000	100.0	水処理剤及び肥料製造

(注) 如皋新南海国際貿易有限公司（中国）は2023年３月13日付をもって事業を閉鎖、整理いたしました。

（7）主要な事業内容（2023年3月31日現在）

次の製品の製造及び販売を行っております。

苛性ソーダ、液化塩素、合成塩酸、次亜塩素酸ソーダ、低塩次亜塩素酸ソーダ、尿素水、水硫化ソーダ、クロルピクリン、高度さらし粉、硫酸、硫酸ばんど、ポリ塩化アルミニウム、ポリ硫酸鉄、有機中間体、塩素化イソシアヌール酸、酢酸ナトリウム、グルコサミン

（8）主要な営業所及び工場（2023年3月31日現在）

① 当社

本社	大阪市西区南堀江１丁目12番19号
東京支店	東京都台東区東上野２丁目18番10号
京都支店	京都市南区吉祥院新田弐ノ段町19番２号
土佐オフィス	高知市桟橋通４丁目10番1号
和歌山工場	和歌山市小雑賀１丁目１番38号
青岸工場	和歌山市湊1342番地
土佐工場	高知市桟橋通４丁目10番１号

② 国内子会社

会社名	本社所在地	主要な営業所及び工場
エヌシー環境株式会社	和歌山県和歌山市	―
富士アミドケミカル株式会社	東京都北区	―
株式会社エヌエムソルト	和歌山県和歌山市	―

③ 海外子会社

会社名	本社所在地	主要な営業所及び工場
如皋市四友合成化工有限公司	中国江蘇省	―
如皋南海水処理剤有限公司	中国江蘇省	―

（9）従業員の状況（2023年3月31日現在）

① 企業集団の従業員

事業	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
化学品事業	229	△2
各種塩事業	28	+2
全社（共通）	44	△3
合計	301	△3

（注）１．従業員数は就業人員数であり、受入出向者を含み、出向者を含んでおりません。
２．全社（共通）として記載した従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員

従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
196	△5	46.7	9.0

（注）従業員数は就業人員数であり、受入出向者を含み、出向者を含んでおりません。

（10）主要な借入先（2023年3月31日現在）

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社紀陽銀行	2,251
株式会社三菱UFJ銀行	1,080
株式会社三井住友銀行	775
株式会社りそな銀行	440
株式会社日本政策投資銀行	371
株式会社京都銀行	371

（注）上記の借入額は社債を含んでおります。

（11）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　　7,900,000株

（2）発行済株式の総数　　2,330,330株（自己株式 1,044,283株を含む）

（3）株　主　数　　169名

（4）大　株　主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
南海化学従業員持株会	76	5.9
東亞合成株式会社	70	5.4
ソーダニッカ株式会社	63	4.8
土居弘子	58	4.5
大中物産株式会社	54	4.2
不動恒産株式会社	52	4.1
根岸運送株式会社	50	3.8
尼崎製罐株式会社	49	3.8
協和商事株式会社	46	3.6
株式会社紀陽銀行	40	3.1
株式会社四国銀行	40	3.1

（注）　持株比率は、自己株式（1,044,283株）を控除して計算しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

2019年6月27日開催の取締役会の決議による新株予約権

① 新株予約権の払込金額　　払込を要しない

② 新株予約権の行使価額　　1個につき2,072円

③ 新株予約権の主な行使条件

・新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
・当社普通株式にかかる株式公開があった場合に限り、新株予約権を行使することができる。
・新株予約権の相続はこれを認めない。
・新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額について、新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加額限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げることとしております。

⑤ 新株予約権の行使期間　　2021年7月11日から2029年6月27日まで

⑥ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数(個)	目的である株式の種類及び数(株)	保有者数(名)
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	19,500	普通株式　19,500	3
取締役(監査等委員)	2,000	普通株式　2,000	1

（2）当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役の氏名等（2023年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	菅野秀夫	社長執行役員
取締役	金居成康	執行役員 営業本部長、大阪ケミカル営業部長
取締役	室井真澄	執行役員 業務本部長、管理部長、 チーフコンプライアンスオフィサー
取締役	吉門孝芳	執行役員 青岸工場長、事業開発本部長、 エヌシー環境株式会社代表取締役
取締役	谷﨑彰男	執行役員 和歌山工場長、ＲＣ推進室長
取締役	堀尾知樹	
取締役（監査等委員）	上川圭一	
取締役（監査等委員）	伊集院薫	
取締役（監査等委員）	檜山洋子	弁護士
取締役（監査等委員）	海部行延	

（注）１．取締役堀尾知樹氏、伊集院薫氏、檜山洋子氏及び海部行延氏は、社外取締役であります。
２．当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、上川圭一氏を常勤の監査等委員として選定しております。
３．取締役（監査等委員）の海部行延氏は、金融機関勤務を経て上場会社の管理部門を管掌する役員として経営に関与し、企業財務・会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．2022年６月28日をもって、吉田道男氏、鶴見明久氏は任期満了により取締役（監査等委員）を退任いたしました。
５．取締役を兼務しない執行役員は、次のとおりであります。

役名	氏名	職名
執行役員	山口悦司	土佐工場長

６．2023年４月１日付けで次のとおり異動がありました。

氏名	担当及び重要な兼職の状況	
	変更前	変更後
金居成康	執行役員 営業本部長、大阪ケミカル営業部長	常務執行役員 営業本部長
室井真澄	執行役員 業務本部長、管理部長、 チーフコンプライアンスオフィサー	常務執行役員 業務本部長、管理部長、 チーフコンプライアンスオフィサー

（2）責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求をなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訴費用等を当該保険契約により填補することとしております。保険料は全額当社が負担しております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は保証対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

（4）取締役の報酬等

① 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

ａ．基本方針

当社の取締役の報酬は、継続的な企業価値向上につながるよう、また、業務執行、経営監督の機能に応じてそれぞれが適切に発揮されるような報酬体系としております。具体的には、役員報酬規程に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬であるストック・オプションとしての新株予約権で構成し、監査等委員である取締役については、独立した立場から経営を監督する役割を重視し、基本報酬のみとしております。

ｂ．基本報酬の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は月例の固定報酬とし、株主総会で決定された総額の限度内で、役位、職責等に応じて他社水準、業績、従業員の給与水準等を考慮しながら、事業年度ごとに取締役会において役位別基準額を決定し、毎月、一定の時期に支給しております。

監査等委員である取締役の基本報酬は、株主総会で決定された総額の限度内で、監査等委員である取締役の協議にて決定し、毎月、一定の時期に支給しております。

c．業績連動報酬の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めることを目的として、株主総会で決定された総額の限度内で取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。）支給いたします。

業績連動報酬は、年次賞与と部門業績評価等による加算給で構成しております。

年次賞与は、単年度の結果責任を明確にするため、経営上の重要指標である連結経常利益を業績指標とし、業績指標の達成度合いに応じた評価レンジを定め、役職ごとの職責に応じて取締役会において具体的な支給額を決定し、毎年、一定の時期に支給しております。なお、当事業年度における業績連動報酬については、前事業年度における連結経常利益の実績が716百万円となり、期初策定時の連結経常利益計画値と前年実績を比較した際の高い値である708百万円を超えたため、基準賞与の５割増で支給いたしました。

部門業績評価等による加算給は、部門業績・個人評価等の達成度に応じて、取締役会において具体的な支給額を決定いたします。

d．非金銭報酬の決定に関する方針

取締役（社外取締役を除く。）については、株主との価値の共有を図り、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを高めることを目的として、株主総会で決定された総額の限度内で、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を付与しております。当該株式報酬型ストック・オプションの内容及びその付与状況は「3．会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりであります。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬限度額は、2020年６月29日開催の第69回定時株主総会決議において年額150百万円以内（うち社外取締役分は年額５百万円以内とし、使用人給与は含まない。）と決議いただいております。

当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は６名（うち社外取締役１名）であります。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年６月29日開催の第69回定時株主総会決議において年額30百万円以内（うち社外取締役分年額15百万円以内）と決議いただいております。

当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は４名（うち社外取締役３名）であります。

2019年６月27日開催の第68回定時株主総会において、前述の報酬枠とは別に、取締役（社外取締役を除く。）及び監査役（社外監査役を除く。）のストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬枠を、取締役（社外取締役を除く。）について年額100百万円以内、監査役（社外監査役を除く。）については年額15百万円以内と決議いただいております。

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は６名（うち社外取締役１名）、監査役は３名（うち社外監査役２名）であります。

③　取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役（監査等委員を除く）	68	54	13	—	6
（うち社外取締役）	(3)	(3)	(—)	(—)	(1)
取締役（監査等委員）	25	25	—	—	6
（うち社外取締役）	(10)	(10)	(—)	(—)	(4)
合計	93	79	13	—	12
（うち社外取締役）	(14)	(14)	(—)	(—)	(5)

（注）1．上記には、2022年６月28日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名を含んでおります。
2．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

（5）社外役員に関する事項

①　重要な兼職先と当社との関係

当社の社外役員に関する重要な兼職先につきましては、「(1) 取締役の氏名等」に記載のとおりでありますが、 当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②　特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③　当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	取締役会出席状況	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	堀尾　知樹	13回開催のうち13回出席 （出席率 100%）	当事業年度に開催された取締役会の全てに出席しております。 企業経営者としての豊富な経験と見識から適切な発言・提言を行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

区　　分	氏　　名	出　席　状　況		主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
		取 締 役 会	監査等委員会	
社外取締役 (監査等委員)	伊集院　薫	13回開催のうち 13回出席 (出席率100%)	15回開催のうち 15回出席 (出席率100%)	当事業年度に開催された取締役会の全てに出席し、企業経営者として、営業活動やマネジメントに関する豊富な経験との見識から適切な発言・提言を行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、監査等委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会の全てに出席し、当社の内部統制システムの構築状況及び運用状況の監視・検証、業務及び財産の状況に関する監査等を実施しております。
	檜山　洋子	13回開催のうち 13回出席 (出席率100%)	15回開催のうち 14回出席 (出席率 93%)	当事業年度に開催された取締役会の全てに出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的見地から適切な発言・提言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、監査等委員会の委員として委員会に出席し、当社の内部統制システムの構築状況及び運用状況の監視・検証、業務及び財産の状況に関する監査等を実施しております。
	海部　行延	10回開催のうち 10回出席 (出席率100%)	10回開催のうち 10回出席 (出席率100%)	取締役（監査等委員）就任後に開催された当事業年度の取締役会の全てに出席し、金融機関勤務及び上場会社の管理部門管掌役員として培われた企業財務・会計に関する豊富な経験と高い見識に基づき適切な発言・提言を適宜行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、監査等委員会の委員として、取締役（監査等委員）就任後に開催された委員会の全てに出席し、当社の内部統制システムの構築状況及び運用状況の監視・検証、業務及び財産の状況に関する監査等を実施しております。

5．会計監査人の状況

（1）名称　仰星監査法人

（2）報酬等の額

区分	支払額(百万円)
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	32
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬等の額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

（3）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会は会計監査人を解任いたします。

6．会社の体制及び方針

当社は、「内部統制システムに係る基本方針」を定め、経営の適正性の確保、透明性の向上及びコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、下記のとおり内部統制システムの整備を行っております。

（1）業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議内容の概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ａ．取締役会は、法令及び定款等の遵守のための体制を含む「内部統制システムに関する基本方針」を決定し、その運用状況を監督するとともに、適宜基本方針の見直しを行っております。

ｂ．監査等委員会は、内部統制システムの整備と運用状況を含め、独立した立場から取締役の職務執行の監査を行っております。

ｃ．コンプライアンス体制の基礎として、取締役及び使用人が遵守すべき規範として「企業行動規範」及び「南海化学グループ役職員行動規範」を定め周知徹底を図るとともに、取締役及び使用人に対し「Code of Conduct」を配布し、携行させることにより、コンプライアンス体制の構築・維持、意識の向上に努めております。

ｄ．監査部では、「内部監査規程」に基づき、コンプライアンス体制が有効に機能しているかを監査し、その結果について代表取締役社長執行役員に報告しております。

ｅ．法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、当社グループ各社の役職員が利用可能な内部通報制度を設けております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社においては、取締役の業務執行に係る情報は、取締役会その他重要な会議に関する議事録及び稟議書等の文書（電磁的記録を含む。）として記録し、「文書管理規程」に基づきそれぞれ適切な年限を定めて保存及び管理する体制としております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社においては、「リスクマネジメント基本規程」を定め、リスクマネジメント委員会を設置し、事業運営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを未然に防止するよう努めるとともに、事業運営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合の対応やその予防について、必要な処置を講じる体制としております。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社においては、毎月１回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する基本的事項や重要な業務執行について、迅速かつ効率的な意思決定を行う体制としております。また、取締役会の意思決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」において職務分掌及び責任権限を定め、業務の組織的かつ効率的な運営を図ることを確保する体制としております。

⑤　当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は「関係会社及び事業投資先管理規程」に則り、当社グループの管理や支援を実施することにより、育成強化を行うとともに、当社グループとしての経営効率の向上を図っております。また、当社グループ各社の業績報告や業務執行状況報告を通じて、当社グループの経営戦略の最適化を図ることを目的の一つとする経営会議を毎月開催し、当社グループ各社の経営状況を把握しております。

さらに、各種業務に精通した当社役職員が当社の子会社の監査役を務め、実効性の高い監査役監査を行い、なおかつ当社の監査部が当社の子会社の内部監査を実施し、日常業務の適正性を確認することにより、当社グループの業務の適正を確保するための体制整備に努めております。

⑥　監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ａ．当社は、監査等委員会の職務補助のために監査部所属員を使用人（以下「補助使用人」という。）として確保し、当該補助使用人は監査部の業務と兼務させることができるものとし、当該補助使用人は、監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、監査等委員会の指揮の下で職務を行うものとしております。

ｂ．当社は、前号以外に、監査等委員会の要請に応じて、監査等委員会の職務を補助すべき専任の使用人（以下「専任の使用人」という。）を置くことができるものとし、専任の使用人を置いた場合には、当該使用人には他の業務を一切兼務させないこととしております。

ｃ．補助使用人及び専任の使用人の人事異動については、監査等委員会と代表取締役社長執行役員が事前に協議するものとしております。

⑦　取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

取締役及び使用人は、業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査等委員会又は監査等委員に報告しなければならないこととしております。また、監査等委員会又は監査等委員に報告したことを理由とする不利益処分その他の不当な取扱いを禁止することとしております。

⑧　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ａ．監査等委員会は、代表取締役社長執行役員と定期的な会合をもち、経営方針、会社の対応すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査等委員監査の環境整備の状況、監査上の重要問題点について意見を交換することとしております。

ｂ．重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査等委員は取締役会のほか、重要な会議に出席することができ、また監査等委員から要求のあった文書等は、随時提供することとしております。

ｃ．監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

⑨　財務報告の信頼性に係る内部統制を確保するための体制

財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制として、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告に係る内部統制の体制を整備しております。

⑩　反社会的勢力との関係を遮断するための体制

ａ．暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下、これらを「反社会的勢力」という。）との関係を一切遮断しております。

ｂ．反社会的勢力排除のため、以下の体制整備を実施しております。

・反社会的勢力対応部署の設置
・反社会的勢力に関する情報収集・管理体制の構築
・外部専門機関との連携体制の確立
・反社会的勢力対応マニュアルの制定
・暴力団排除条項の導入
・その他反社会的勢力を排除するために必要な体制の確立

（2）業務の適正を確保するための運用状況の概要

取締役の執務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社及び当社グループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の監査部がモニタリングし、改善を進めております。また、子会社の業務の適正の確保に関しましては、当社から監査役を派遣して監査を行いました。

② コンプライアンス

「コンプライアンス基本規程」に基づき、コンプライアンス委員会を４回開催し、子会社を含む当社グループ各社における法令等の遵守状況を審議いたしました。また、当社および当社グループ各社の役職員に対し、コンプライアンスに関する社内研修を実施し、法令等を遵守するための取組みを継続的に行っております。

そのほか、当社は「内部通報規程」により当社グループ各社の役職員が利用できる相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

当社及び当社グループ各社は、「リスクマネジメント基本規程」に基づき、リスクマネジメント委員会を４回開催し、当社グループ各社のリスク評価を行い、その管理及び低減に努めました。

④ 内部監査

監査部の作成した内部監査計画に基づき、当社及び当社グループ各社の内部監査を実施いたしました。

⑤ 監査等委員会監査

当社の監査等委員は、監査等委員会において定めた監査活動実施計画に基づき、監査を行うとともに、当社取締役及び執行役員、監査部、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

（3）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益の還元を経営上の重要な施策の一つとして位置付けており、将来における事業展開と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、安定した配当を継続実施していくことを基本方針としております。

当社は、会社法第459条第１項に基づき、剰余金の配当に係る決定機関を取締役会とする旨を定款で定めております。また、配当の回数につきましては、定款上、毎年３月31日、９月30日及びその他の基準日に剰余金の配当ができることとしております。

当事業年度の期末配当につきましては、上記方針に基づき１株当たり15円の普通配当を実施することを決定いたしました。

（注）　本事業報告の記載金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨て、比率は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**8,850**	**流動負債**	**7,949**
現金及び預金	1,301	買掛金	2,050
受取手形	27	短期借入金	1,738
電子記録債権	440	1年内償還予定の社債	100
売掛金	3,813	1年内返済予定の長期借入金	851
商品及び製品	1,083	リース債務	4
仕掛品	142	未払金	1,212
原材料及び貯蔵品	1,333	未払法人税等	72
その他	716	賞与引当金	252
貸倒引当金	△7	環境対策引当金	71
		関係会社整理損失引当金	37
		その他	1,558
固定資産	**9,476**	**固定負債**	**5,205**
有形固定資産	**7,337**	社債	900
建物及び構築物	3,207	長期借入金	2,473
機械装置及び運搬具	2,273	リース債務	5
工具、器具及び備品	214	退職給付に係る負債	290
土地	1,129	長期前受金	1,300
リース資産	9	資産除去債務	102
建設仮勘定	502	環境対策引当金	79
無形固定資産	**582**	その他	53
ソフトウエア	36	**負債合計**	**13,155**
ソフトウエア仮勘定	378	純資産の部	
その他	167	**株主資本**	**4,916**
投資その他の資産	**1,555**	資本金	454
投資有価証券	474	資本剰余金	225
長期貸付金	330	利益剰余金	6,658
退職給付に係る資産	313	自己株式	△2,420
繰延税金資産	333	**その他の包括利益累計額**	**215**
その他	103	その他有価証券評価差額金	122
		為替換算調整勘定	93
繰延資産	**18**	**非支配株主持分**	**58**
社債発行費	18	**純資産合計**	**5,191**
資産合計	**18,346**	**負債及び純資産合計**	**18,346**

連結損益計算書

（2022年4月1日から
2023年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**19,601**
売上原価		**15,096**
売上総利益		**4,504**
販売費及び一般管理費		**3,708**
営業利益		**796**
営業外収益		
受取利息	9	
受取配当金	5	
賃貸収入	158	
為替差益	30	
持分法による投資利益	30	
雑収入	42	277
営業外費用		
支払利息	42	
賃貸収入原価	75	
支払手数料	30	
雑損失	40	187
経常利益		**886**
特別利益		
固定資産売却益	5	
受取保険金	8	
環境対策引当金戻入額	8	22
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	102	
減損損失	52	
事業整理損	48	
環境対策費	24	
その他	16	244
税金等調整前当期純利益		**663**
法人税、住民税及び事業税	123	
法人税等調整額	29	153
当期純利益		**510**
非支配株主に帰属する当期純利益		6
親会社株主に帰属する当期純利益		**504**

連結株主資本等変動計算書

（2022年４月１日から
2023年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	454	225	6,173	△2,420	4,432
当期変動額					
剰余金の配当			△19		△19
親会社株主に帰属する当期純利益			504		504
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当期変動額合計			484	－	484
当期末残高	454	225	6,658	△2,420	4,916

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	133	58	192	51	4,676
当期変動額					
剰余金の配当					△19
親会社株主に帰属する当期純利益					504
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△11	34	23	6	30
当期変動額合計	△11	34	23	6	515
当期末残高	122	93	215	58	5,191

連　結　注　記　表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

１．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　６社

連結子会社の名称

㈱エヌエムソルト
エヌシー環境㈱
富士アミドケミカル㈱
如皋市四友合成化工有限公司
如皋南海水処理剤有限公司
如皋新南海国際貿易有限公司

２．持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数　２社

持分法適用した関連会社等の名称

サンワ南海リサイクル㈱
ＡＴＮグラファイト・テクノロジー㈱

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、次の子会社の決算日は、12月31日であります。

如皋市四友合成化工有限公司
如皋南海水処理剤有限公司
如皋新南海国際貿易有限公司

連結計算書類の作成にあたっては、決算日の差異が３ヶ月以内であるため、各連結子会社の決算日現在の計算書類に基づいて連結し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

４．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、2007年３月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　　２年～60年
機械装置及び運搬具　　２年～15年
工具、器具及び備品　　２年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準
① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金
従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額のうち、当連結会計年度負担見積額を計上しております。
③ 環境対策引当金
環境対策を目的とした支出に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき計上しております。
④ 関係会社整理損失引当金
関係会社の整理に伴う損失に備えるため、当連結会計年度末における損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法
当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準
当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
① 化学品事業
主に苛性ソーダ、合成塩酸、次亜塩素酸ソーダ等の製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、引渡時点において顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断し、当該商品及び製品の引渡時点で収益を認識しております。なお、商品及び製品の国内販売においては、出荷時から商品及び製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間にあるため、工場等からの出荷時点で収益を認識しております。
ただし、環境リサイクル事業の収益については、産業廃棄物の処分が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。
② 各種塩事業
主に一般用塩の製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、引渡時点において顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断し、当該商品及び製品の引渡時点で収益を認識しております。なお、商品及び製品の国内販売においては、出荷時から商品及び製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間にあるため、工場等からの出荷時点で収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

（会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1．繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（繰延税金負債相殺前）567百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、予測される将来の課税所得及びタックス・プランニング等を考慮し、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

将来の課税所得の見積りは中期経営計画を基礎としており、製品別の売上高及び原価率の将来予測を考慮して見積りを行っております。

製品別の売上高及び原価率の将来予測は、将来の不確実な経済状況から影響を受ける可能性があり、見積りの前提に大きな変化が生じた場合、翌連結会計年度において、連結貸借対照表に計上する繰延税金資産の金額が変動する可能性があります。

2．環境対策引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額　151百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

環境対策引当金の見積りにおいては、土壌汚染状況の調査結果を踏まえ、汚染状況や処分が必要な土壌の量、過去の類似工事における発生費用実績などの様々な情報に基づいて算定していますが、予期せぬ廃棄物及び埋設物等の撤去費用が発生した場合、環境対策引当金の過不足が発生することにより、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3．関係会社整理損失引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額　37百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社整理損失引当金の見積りにおいては、連結子会社である富士アミドケミカル㈱を清算することに伴い発生することが見込まれる割増退職金や就職支援費用等の清算関連費用を見積り計上しております。実際に発生した清算関連費用の金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

（連結貸借対照表に関する注記）

1．担保に供している資産

建物及び構築物	1,120百万円
機械装置及び運搬具	929百万円
土地	111百万円
合計	2,162百万円
（上記に対応する債務）	
長期借入金（1年以内返済予定分を含む）	470百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額　17,742百万円

減損損失累計額は、減価償却累計額に含めて表示しております。

3．長期前受金

不動産の売却において、不動産売買契約に基づき、相手先から受け入れた手付金であります。

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	金額（百万円）
電解コンビナート (事業用資産)	建物及び構築物、機械装置及び運搬具	和歌山工場	1
受託事業 (事業用資産)	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品	和歌山工場	48
中国事業 (事業用資産)	機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品	中国江蘇省	2
合計			52

(減損損失を認識するに至った経緯)

事業用資産については、収益性の低下が認められるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。遊休資産については、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて減損損失を認識しております。

(減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳)

種類	金額（百万円）
建物及び構築物	1
機械装置及び運搬具	6
建設仮勘定	43
合計	52

(資産のグルーピングの方法)

当社グループは、原則として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分をもとに資産のグルーピングを行っており、遊休資産については個別にグルーピングを行っております。

(回収可能価額の算定方法)

回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため、零としております。

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．当連結会計年度末における発行済株式数

発行済株式数（普通株式）　2,330,330株

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月28日定時株主総会	普通株式	19百万円	15.00円	2022年3月31日	2022年6月29日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2023年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議を予定しております。

株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
普通株式	19百万円	利益剰余金	15.00円	2023年3月31日	2023年6月29日

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形、電子記録債権及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

買掛金は全て１年以内の支払期日です。借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために固定金利による調達を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

2023年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券(※３)	238	238	―
資産計	238	238	―
社債(※２)	1,000	977	△22
長期借入金(※２)	3,325	3,309	△16
負債計	4,325	4,286	△38

(※１) 現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、買掛金、未払金、短期借入金については、短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※２) 社債には１年内償還予定の社債、長期借入金には１年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(※３) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表の計上額は以下のとおりであり、「投資有価証券」には含まれておりません。また、金融商品の時価等及び時価レベルごとの内訳等に関する事項での開示に含まれておりません。

区分	当連結会計年度（百万円）
投資有価証券（非上場株式）	28
関係会社株式（非上場株式）	207

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券	238	—	—	238
資産計	238	—	—	238

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
社債	—	977	—	977
長期借入金	—	3,309	—	3,309
負債計	—	4,286	—	4,286

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

時価については、取引所の価格によっており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

長期借入金

時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル２の時価に分類しております。

社債

時価については、元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル２の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	化学品事業	各種塩事業	
売上高			
基礎化学品	10,477	—	10,477
機能化学品	1,807	—	1,807
アグリ	2,421	—	2,421
環境リサイクル	1,793	—	1,793
その他	—	3,101	3,101
顧客との契約から生じる収益	16,499	3,101	19,601
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	16,499	3,101	19,601

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4．会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産の残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	5,247
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	4,281
契約資産（期首残高）	—
契約資産（期末残高）	—

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産　3,991円04銭

1株当たり当期純利益　391円94銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**8,235**	**流動負債**	**8,544**
現金及び預金	490	買掛金	2,301
受取手形	27	短期借入金	2,638
電子記録債権	438	1年内償還予定の社債	100
売掛金	3,193	1年内返済予定の長期借入金	625
商品及び製品	980	未払金	1,295
仕掛品	125	未払法人税等	6
原料	1,028	未払消費税等	8
貯蔵品	86	未払費用	71
前払費用	42	預り金	445
その他	1,826	リース債務	4
貸倒引当金	△3	賞与引当金	172
		その他	874
固定資産	**8,293**	**固定負債**	**3,252**
有形固定資産	**4,451**	社債	900
建物	991	長期借入金	1,951
構築物	981	長期未払金	3
機械及び装置	1,471	リース債務	3
車両運搬具	9	退職給付引当金	232
工具、器具及び備品	163	資産除去債務	32
土地	470	環境対策引当金	79
リース資産	6	その他	50
建設仮勘定	356	**負債合計**	**11,796**
無形固定資産	**427**	純資産の部	
ソフトウエア	24	**株主資本**	**4,629**
ソフトウェア仮勘定	378	**資本金**	**454**
その他	24	**資本剰余金**	**227**
投資その他の資産	**3,415**	資本準備金	178
投資有価証券	267	その他資本剰余金	49
関係会社株式	1,953	**利益剰余金**	**6,368**
関係会社出資金	411	利益準備金	47
長期貸付金	330	その他利益剰余金	6,320
長期前払費用	11	買換資産圧縮積立金	11
前払年金費用	313	固定資産圧縮積立金	162
繰延税金資産	63	繰越利益剰余金	6,146
その他	63	**自己株式**	**△2,420**
		評価・換算差額等	**122**
繰延資産	**18**	その他有価証券評価差額金	122
社債発行費	18	**純資産合計**	**4,751**
資産合計	**16,547**	**負債及び純資産合計**	**16,547**

損 益 計 算 書

（2022年４月１日から
2023年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**15,363**
売上原価		**11,548**
売上総利益		**3,815**
販売費及び一般管理費		**3,153**
営業利益		**661**
営業外収益		
受取利息及び配当金	11	
賃貸収入	161	
為替差益	28	
試作品収入	26	
その他	20	248
営業外費用		
支払利息	38	
賃貸収入原価	98	
支払手数料	30	
その他	37	204
経常利益		**705**
特別利益		
固定資産売却益	6	
関係会社貸倒引当金戻入額	30	
その他	4	41
特別損失		
固定資産売却損	2	
固定資産除却損	72	
減損損失	49	
事業整理損	26	
その他	8	160
税引前当期純利益		**586**
法人税、住民税及び事業税	50	
法人税等調整額	110	161
当期純利益		**425**

株主資本等変動計算書

（2022年４月１日から
2023年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						買換資産圧縮積立金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	454	178	49	227	47	11	162	5,740	5,962
当期変動額									
剰余金の配当				－				△19	△19
当期純利益				－				425	425
買換資産圧縮積立金の取崩				－		△0		0	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				－					－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△0	－	406	406
当期末残高	454	178	49	227	47	11	162	6,146	6,368

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△2,420	4,222	133	4,356
当期変動額				
剰余金の配当		△19		△19
当期純利益		425		425
買換資産圧縮積立金の取崩		－		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		－	△11	△11
当期変動額合計	－	406	△11	394
当期末残高	△2,420	4,629	122	4,751

個 別 注 記 表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式…　移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……　時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等……　移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産……　総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。なお、2007年３月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	３年～50年
構築物	２年～60年
機械及び装置	２年～15年
車両運搬具	２年～ ７年
工具、器具及び備品	２年～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度負担見積額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(4) 環境対策引当金

環境対策を目的とした支出に備えるため、当事業年度末における見込額に基づき計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、主に苛性ソーダ、合成塩酸、次亜塩素酸ソーダ等の製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、引渡時点において顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断し、当該商品及び製品の引渡時点で収益を認識しております。なお、商品及び製品の国内販売においては、出荷時から商品及び製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間にあるため、工場等からの出荷時点で収益を認識しております。

5．繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償却期間にわたり定額法により償却しております。

（表示方法の変更に関する注記）

前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「為替差益」及び「試作品収入」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

また、前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「支払手数料」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

（会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1．繰延税金資産

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（繰延税金負債相殺前）294百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、予測される将来の課税所得及びタックス・プランニング等を考慮し、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

将来の課税所得の見積りは中期経営計画を基礎としており、製品別の売上高及び原価率の将来予測を考慮して見積りを行っております。

製品別の売上高及び原価率の将来予測は、将来の不確実な経済状況から影響を受ける可能性があり、見積りの前提に大きな変化が生じた場合、翌事業年度において、貸借対照表に計上する繰延税金資産の金額が変動する可能性があります。

2．環境対策引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額　79百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

環境対策引当金の見積りにおいては、土壌汚染状況の調査結果を踏まえ、汚染状況や処分が必要な土壌の量、過去の類似工事における発生費用実績などの様々な情報に基づいて算定していますが、予期せぬ廃棄物及び埋設物等の撤去費用が発生した場合、環境対策引当金の過不足が発生することにより、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1．担保に供している資産

建物	436百万円
構築物	684百万円
機械及び装置	929百万円
土地	111百万円
合計	2,162百万円
（上記に対応する債務）	
長期借入金（１年以内返済予定分を含む）	470百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額　13,288百万円

減損損失累計額は、減価償却累計額に含めて表示しております。

3．保証債務

下記の債務保証を行っております。

当社の連結子会社である株式会社エヌエムソルトの金融機関からの借入債務に対して、382百万円。

当社の持分法適用関連会社であるＡＴＮグラファイト・テクノロジー株式会社の金融機関からの借入債務に対して、144百万円。

4．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,245百万円
長期金銭債権	329百万円
短期金銭債務	2,032百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	21百万円
仕入高	2,412百万円
営業取引以外の取引による取引高	151百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式数

自己株式数（普通株式）	1,044,283株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	85百万円
賞与引当金	52百万円
未払事業税	1百万円
未払事業所税	0百万円
棚卸資産評価損	7百万円
会員権評価損	13百万円
土地評価差額	24百万円
退職給付引当金	71百万円
資産除去債務	9百万円
出資金評価損	199百万円
減損損失	93百万円
環境対策費	24百万円
その他	13百万円
繰延税金資産小計	597百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	－百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△302百万円
評価性引当額小計	△302百万円
繰延税金資産合計	294百万円
繰延税金負債	
圧縮積立金	△76百万円
前払年金費用	△96百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△4百万円
その他有価証券評価差額金	△53百万円
繰延税金負債合計	△231百万円
繰延税金資産純額	63百万円

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社等

（単位：百万円）

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容（注３）	取引金額	科目	期末残高
子会社	エヌシー環境株式会社	所　有 直接 100%	当社原料の仕入れ 不動産の賃貸 費用代行支払 役員の兼任 資金貸与	化学薬品の仕入 不動産賃貸料 （注１） 費用の立替 （注３） 資金の貸付 資金の回収 （注２）	1,376 46 1,816 1,800 1,820	買　掛　金 未 収 入 金 立　替　金 短期貸付金	618 168 717 30
子会社	富士アミドケミカル株式会社	所　有 直接 100%	製造委託品の購入 役員の兼任 資金借入	製造委託品の購入 （注１） 資金の借入 資金の返済 （注２）	579 3,900 2,800	買　掛　金 短期借入金	156 1,200
子会社	株式会社エヌエムソルト	所　有 直接 85.5%	債務保証 役員の兼任 資金貸与	銀行借入に対する債務保証 資金の貸付 資金の回収 （注２）	382 1,090 990	－ 短期貸付金	－ 100
関連会社	サンワ南海リサイクル株式会社	所　有 直接　20%	資金貸与 役員の兼任	資金の回収	23	長期貸付金 短期貸付金	329 37

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）価格及びその他の取引条件は、市場価格等に基づいて価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

（注２）資金の貸付及び借入については、市場金利等を勘案しており、利率を合理的に決定しております。

（注３）原料及び修繕費用等の立替であり、実費相当であります。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	3,694円33銭
１株当たり当期純利益	330円77銭

（収益認識に関する注記）

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」「４．収益及び費用の計上基準」に 記載のとおりであります。

（その他の注記）

金額表示単位の変更

当事業年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年５月15日

南海化学株式会社
　取締役会　御中

仰星監査法人
　大阪事務所
指定社員
業務執行社員　　公認会計士　髙田　篤

指定社員
業務執行社員　　公認会計士　西田　直樹

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、南海化学株式会社の2022年４月１日から2023年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、南海化学株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年５月15日

南海化学株式会社
　取締役会　御中

仰星監査法人
　大阪事務所
指定社員
業務執行社員　公認会計士　髙田　　篤
指定社員
業務執行社員　公認会計士　西田　直樹

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、南海化学株式会社の2022年４月１日から2023年３月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第72期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等から、その職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月15日

南海化学株式会社　監査等委員

取締役　常勤監査等委員　上川圭一　㊞

社外取締役　監査等委員　伊集院薫　㊞

社外取締役　監査等委員　檜山洋子　㊞

社外取締役　監査等委員　海部行延　㊞

(注) 上記の社外取締役の監査等委員は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款の一部変更の件

１．変更の理由

当社の事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第２条（目的）について、事業目的の整理・変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第１章　総　則	第１章　総　則
第１条　（条文省略）	第１条　（現行どおり）
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目的） 第２条　（現行どおり）
（１）～（５）　（条文省略）	（１）～（５）　（現行どおり）
（６）空調設備の販売及び施工に関する事業	（削除）
（７）　（条文省略）	（６）　（現行どおり）
（８）前１～７号に関連する技術、並びに製品の輸出入	（７）前１～６号に関連する技術、並びに製品の輸出入
（９）～（15）　（条文省略）	（８）～（14）　（現行どおり）
（16）損害保険代理に関する事業	（削除）
（17）　（条文省略）	（15）　（現行どおり）
第３条～第45条　（条文省略）	第３条～第45条　（現行どおり）

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名の選任をお願いしたいと存じます。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	かん　の　ひで　お 菅　野　秀　夫 (1957年11月16日)	1981年４月　三菱商事株式会社入社 2009年３月　同社中部支社化学品部 2013年１月　同社監査部 2016年６月　当社入社 取締役執行役員企画部長 2017年４月　当社代表取締役社長執行役員（現任）	10,000株
【取締役候補者とした理由】 菅野秀夫氏は、商社での豊富な経験、知見及び専門知識を有し、2016年の入社以来、取締役執行役員として経営の重要事項の決定等に携わるとともに、2017年４月より代表取締役社長執行役員としてその職責を適切に果たしております。当社の経営戦略の推進と企業価値向上に適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			
2	かな　い　なり　やす 金　居　成　康 (1958年5月29日)	1983年４月　三菱商事株式会社入社 2011年４月　三菱商事プラスチック株式会社執行役員 2013年４月　宇部ＭＣ過酸化水素株式会社取締役副社長 2018年４月　当社入社　ケミカル営業部部長 2019年４月　当社執行役員営業本部長　兼 大阪ケミカル営業部長　兼 京都支店管掌、中国事業投資先担当役員 2020年６月　当社取締役執行役員営業本部長　兼 大阪ケミカル営業部長　兼 中国事業投資先担当役員 2022年４月　当社取締役執行役員営業本部長　兼 大阪ケミカル営業部長 2022年６月　富士アミドケミカル株式会社取締役（現任） 2023年４月　当社取締役常務執行役員営業本部長（現任）	500株
【取締役候補者とした理由】 金居成康氏は、商社等での経営者としての豊富な経験、知見及び実績を有し、2018年の入社以来、営業部長、営業本部長を歴任するとともに、2020年６月より取締役執行役員として営業本部を統括しその職責を適切に果たしております。当社の経営・営業戦略の推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	むろ い ま すみ 室 井 真 澄 (1960年8月3日)	1983年４月　三井物産株式会社入社 2000年10月　同社eMitsui事業部eビジネス事業室長 2009年10月　米国三井物産ＳＶＰ兼部門長 2011年７月　同社西海岸統括兼ロサンゼルス支店長 2014年７月　株式会社ＣＤＧ専務取締役管理本部長 2018年４月　エムスリードクターサポート株式会社社長室長 2019年12月　当社入社　管理本部管理部長　兼企画部長 2020年４月　当社執行役員業務本部長　兼　管理部長 2020年６月　当社取締役執行役員業務本部長　兼管理部長　兼　チーフコンプライアンスオフィサー　兼　株式会社エヌエムソルト代表取締役 2021年６月　当社取締役執行役員業務本部長　兼管理部長　兼　チーフコンプライアンスオフィサー 2023年４月　当社取締役常務執行役員業務本部長　兼管理部長　兼　チーフコンプライアンスオフィサー（現任）	600株
【取締役候補者とした理由】 室井真澄氏は、商社等で要職を歴任し豊富な経験、知見及び実績を有し、2019年の入社以来、管理部長、業務本部長を歴任するとともに、2020年６月より取締役執行役員として業務本部を統括しその職責を果たしております。当社の経営戦略の推進とコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			
4	よし かど たか よし 吉 門 孝 芳 (1960年11月13日)	1984年４月　当社入社 2011年４月　当社生産管理部長 2011年６月　富士アミドケミカル株式会社取締役 2017年６月　エヌシー環境株式会社　代表取締役社長（現任） 2017年６月　当社執行役員 2018年６月　当社取締役執行役員青岸工場長兼研究開発本部長 2020年４月　当社取締役執行役員青岸工場長兼事業開発本部長（現任） (重要な兼職の状況) エヌシー環境株式会社代表取締役社長	4,000株
【取締役候補者とした理由】 吉門孝芳氏は、1984年の入社以来、生産管理、研究開発など開発部門での豊富な経験、知見及び実績を有し、2012年より事業投資会社及び当社子会社の代表取締役を歴任するとともに、2018年６月より取締役執行役員として研究・事業開発部門を統括しその職責を果たしております。当社の製造・研究戦略の推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	たにざき あきお 谷崎彰男 (1959年12月27日)	1985年４月　旭化成工業株式会社入社 2006年１月　旭化成ケミカルズ株式会社 感光材システム技術部長 2008年４月　旭化成イーマテリアルズ株式会社 感光材工場長 2013年４月　同社富士工場長 2015年４月　旭化成株式会社富士第二工場長 2020年10月　当社入社　和歌山工場長付担当部長 2021年４月　当社執行役員和歌山工場長 2022年６月　当社取締役執行役員和歌山工場長　兼 品質管理部長　兼　ＲＣ推進室長 2022年11月　当社取締役執行役員和歌山工場長　兼 ＲＣ推進室長（現任）	500株
【取締役候補者とした理由】 谷崎彰男氏は、化学メーカーでの技術、製造部門における豊富な経験、知見及び実績を有し、2020年の入社以来、和歌山工場長、品質管理部長及びＲＣ推進室長を歴任するとともに、2022年６月より取締役執行役員として和歌山工場を統括しその職責を果たしております。当社の製造戦略の推進と品質・リスク管理の強化に適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			
6	ほりおともき 堀尾知樹 (1956年8月24日)	1980年４月　旭化成工業株式会社入社 2013年４月　旭化成ケミカルズ株式会社購買部長 2014年４月　旭化成コマース株式会社取締役 2015年４月　旭化成アドバンス株式会社執行役員 2015年10月　同社執行役員　兼　購買センター長 2021年６月　当社社外取締役（現任）	―株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 堀尾知樹氏は、化学業界の企業経営及び営業における豊富な経験と知見を有しております。これらの経験や知見を活かし、当社経営に対する助言や指導、客観的な視点での適切な監督により、当社の経営体制の強化を期待して、引き続き社外取締役候補者としております。			

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．堀尾知樹氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。同氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって２年となります。
３．当社は、社外取締役候補者である堀尾知樹氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づく損害賠償責任について、法令が規定する額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。
本議案が承認可決された場合、当社は堀尾知樹氏との責任限定契約を継続する予定であります。
４．当社は、取締役全員を対象として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第３号議案　当社の取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

１．提案の理由及び当該報酬等を相当とする理由

当社の取締役の報酬は固定報酬としての「基本報酬」、「業績連動報酬」及び非金銭報酬である「ストック・オプションとしての新株予約権」で構成されていますが、本議案は、当社の取締役（社外取締役、監査等委員及び国内非居住者を除きます。以下も同様とします。）及び当社と委任契約を締結している執行役員（国内非居住者を除きます。以下も同様とし、当社の取締役と併せて「取締役等」といいます。）を対象に、役位及び業績達成度に応じて当社株式の交付を行う業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を新たに導入することにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記２.の枠内で、当社取締役会に一任いただきたく存じます。

本制度の導入は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めること及び取締役等の在任中に株式を交付し、退任までの譲渡制限を付すことで、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的としております。かかる目的に照らし、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針とも合致しており、導入は相当であると考えております。

本議案は、2020年６月29日開催の第69回定時株主総会においてご承認いただきました取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額（年額150百万円以内。うち社外取締役５百万円以内。）とは別枠で、取締役等に対して株式報酬を支給するものであります。

また、本議案に関し、監査等委員会からは、本制度の目的、内容等をふまえ、株主総会で陳述すべき特段の事項がない旨を確認しております。

なお、当社は、2019年6月27日開催の第68回定時株主総会において、当社取締役及び監査役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を枠を取締役（社外取締役を除く。）については年額100百万円以内として、監査役（社外監査役を除く。）については年額15百万円以内とする旨及び当該新株予約権の具体的な内容についてご承認いただき今日に至っておりますが、本総会において本制度に関する議案をご承認いただくことを条件として、上記ストック・オプション報酬枠を廃止し、今後、対象となる役員に対する新たな新株予約権の割当は行わないことといたします。ただし、既に対象となる役員に付与した新株予約権は今後も存続します。

本議案が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役の報酬は固定報酬としての「基本報酬」、「業績連動報酬」及び非金銭報酬である「本制度」で構成されます。

本制度の対象となる取締役の員数は、第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、５名となります。

2．本制度における報酬等の額及び内容等

（1）本制度の概要

本制度は、取締役等の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といい、本信託の設定のため、株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。）が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式給付規程（以下「株式給付規程」といいます。）に基づいて、取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式（以下「当社株式」といいます。）を、本信託を通じて、取締役等に交付する株式報酬制度です。

なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として毎事業年度における一定の時期とし、取締役等が在任中に当社株式の交付を受ける場合は、交付前に当社と取締役等との間で譲渡制限契約を締結の上、退任時までの譲渡制限を付すこととします（詳細については下記（8）のとおりとします。）。

①	本制度の対象者	・当社の取締役（社外取締役及び監査等委員を除く。） ・当社と委任契約を締結している執行役員 ※いずれも国内非居住者を除く。
②	対象期間	・当初対象期間（2024年３月末日で終了する事業年度 から2028年３月末日で終了する事業年度までの５事業年度） ・当初対象期間の経過後に開始する５事業年度ごとの期間
③	②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	１事業年度あたり金50百万円（うち、取締役分として金40百万円）に対象期間に含まれる事業年度の数を乗じた金額
④	当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は株式市場から取得する方法
⑤	①の対象者に付与されるポイントの上限	１事業年度あたり20,000ポイント（うち、取締役分として16,000ポイント）に対象期間に含まれる事業年度の数を乗じたポイント数
⑥	ポイント付与基準	株式給付規程に基づき役位及び業績達成度に応じて算出されたポイントを付与
⑦	①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として、毎事業年度における一定の時期

（2）本制度の対象者

取締役等とします。

（3）本制度の対象期間

2024年３月末日で終了する事業年度から2028年３月末日で終了する事業年度までの５事業年度（以下「当初対象期間」といいます。）及び当初対象期間の経過後に開始する５事業年度（取締役会で別途の期間を決議した場合には当該期間）ごとの期間（以下、当初対象期間と併せてそれぞれの期間を「対象期間」といいます。）とします。

（4）信託期間

2023年11月（予定）から本信託が終了するまでとします。(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものとします。)

なお、本制度は、当社株式の上場廃止、株式給付規程の廃止等により終了するものとします。

（5）本信託に株式取得資金として拠出する信託金の上限額

本総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、当初対象期間に対応する本制度に基づく取締役等への当社株式の交付を行うための当社株式の取得資金として、１事業年度あたり50百万円（うち、取締役分として40百万円）に対象期間に含まれる事業年度の数を乗じた金額（当初対象期間である５事業年度については250百万円（うち、取締役分として200百万円)。）を上限とする金員を本信託に拠出します(注)。

なお、当社は、当初対象期間中、当初の拠出金額を含む拠出金額の合計が上記の金額となる範囲内で株式の取得資金を追加して信託することができるものとします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は対象期間ごとに、上記の金額を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数（ポイントについては、下記（8）参照）に相当する当社株式で取締役等に対する株式の交付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、併せて「残存株式等」といいます。）があるときは、当該残存株式等の額と追加拠出される信託金の合計額は、上記の上限額の範囲内とします。

(注) 当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合せた金額となります。

（6）取締役等に交付する当社株式の算定方法及び上限

当社は、取締役等に対し、各事業年度に関して、株式給付規程に基づき役位及び業績達成度に応じて算出されたポイントを付与します。当初対象期間中に付与するポイント数は、１事業年度あたり20,000ポイント（うち、取締役分として16,000ポイント）に対象期間に含まれる事業年度の数を乗じたポイント数（当初対象期間である５事業年度については100,000ポイント（うち、取締役分として80,000ポイント)。）を上限とします。また、当初対象期間経過後の対象期間についても、上記のポイント数を上限とします。

なお、付与されたポイントは、取締役等に対する株式交付に際し、１ポイント当たり当社株式１株に換算されます（１ポイント未満の端数は切り捨てることとします。)。ただし、本総会において本制度をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、当社は、その比率等に応じて、１ポイント当たりの当社株式の換算比率について合理的な調整を行います。

(ポイント算定式)
＜各事業年度に付与する年間付与ポイント＞
年間付与ポイント＝役位別ポイント(※1)×(業績連動係数①＋業績連動係数②（※2）)

(※1) 役位別ポイント
基準日における対象者の役位（対象者が役位を兼務する場合にあっては、南海化学株式会社における役位）に応じて次のとおり決定する。

所属会社	役位	ポイント
南海化学株式会社	代表取締役	2，000
	役付取締役（*）	1，500
	取締役	1，000
	執行役員	500

（*）役付取締役とは、専務執行役員又は常務執行役員を兼務する取締役とする。

(※2) 業績連動係数
業績連動係数①：各事業年度における「連結経常利益」の目標値に対する達成率に応じて次のとおりに設定する。

達成率	業績連動計数
１２０%以上	0．6
１００%以上１２０%未満	0．5
８０%以上１００%未満	0．3
８０%未満	0

「連結経常利益」は有価証券報告書で開示される毎事業年度期初の連結ベースの通期予想経常利益とする。

業績連動係数②：各事業年度における「連結ＲＯＥ」の目標値に対する達成率に応じて次のとおりに設定する。

達成率	業績連動計数
１２０%以上	0．6
１００%以上１２０%未満	0．5
８０%以上１００%未満	0．3
８０%未満	0

「連結ＲＯＥ」は有価証券報告書で開示される毎事業年度期初の連結ベースの通期予想ＲＯＥとする。

本制度は2023年度を初年度として導入しており、当事業年度に係る実績はありません。

(対象者へ付与する上限のポイント数)
対象者へ付与するポイント数の役位ごとの上限は、下表のとおりです。
※法人税法第34条第１項第３号イ(１)に規定する「確定した数」は、下表の「上限ポイント数」につき、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算することによって算出される株式数とします。

役位	ポイント
代表取締役	２，４００
役付取締役（*）	１，８００
取締役	１，２００
執行役員	６００

（*）役付取締役とは、専務執行役員又は常務執行役員を兼務する取締役とする。

（７）本信託による当社株式の取得方法及び取得株数の上限
本信託による当社株式の取得は、上記（５）の本信託へ拠出する金銭の額の上限及び（６）の取締役等に交付する株式（ポイント）の数の上限の範囲以内で、株式市場から取得する方法又は当社の自己株式処分を引き受ける方法を通じて行います。取得方法の詳細については、本総会後に改めて当社にて決定し、開示いたします。
なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、100,000株（うち、取締役分として80,000株）を上限として取得するものとします。また、当初対象期間経過後の各対象期間についても、上記の株式数を上限として取得するものとします。

（８）取締役等に対する当社株式の交付
原則として、各事業年度の業績確定後、下記３．の譲渡制限契約の締結を含めた株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合には、株式給付規程に定める受益者確定手続きを行うことにより、付与されたポイント数に応じた当社株式を交付します。
ただし、株式交付までに退任を予定している場合等については、譲渡制限契約の締結を受益者要件に含めないこととし、受益者確定手続きを行うことにより、付与されたポイント数に応じた当社株式を交付します。なお、この場合、一定割合については、納税資金確保の観点から、当社株式の交付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を給付します。また、取締役等が死亡した場合や海外赴任等により国内非居住者となることが決定した場合等についても、譲渡制限契約は締結せず、付与されたポイント数に応じた当社株式の時価相当額の金銭を給付します。いずれの場合においても、金銭の給付を行うため、本信託内で当社株式を売却する場合があります。

(給付する株式数及び金銭額の算定方法)
(ア) 年間付与ポイントを付与した場合又は本信託が終了した場合
給付する株式数は、次の算式により算定します。
※株式数＝年間付与ポイント数×100％

（イ）対象者が退任した場合
給付する株式数は、次の算式により算定します。
※株式数＝年間付与ポイント数×70%（単元未満の株式は切り上げ）
給付する金銭額は、次の算式により算定します。
※金銭額＝（年間付与ポイント数－株式数）×株価（注）
（ウ）対象者が国内非居住者となることが決定した場合又は死亡した場合
給付は金銭のみとし、次の算式により算出した金額を遺族に給付します。
※金銭額＝年間付与ポイント数×株価（注）

（注）株価は、受益者確定手続きが完了した日の金融商品取引所における当社株式の終値又は気配値とし、当該日に終値又は気配値が公表されていない場合にあっては、終値又は気配値を取得できる直近の日まで遡って算定するものとします。

（9）本信託内の当社株式に関する議決権行使
本信託内にある当社株式（すなわち、上記(8)により取締役等に交付される前の当社株式）に係る議決権については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、一律に行使しないこととします。

（10）本信託内の当社株式に係る配当の取扱い
本信託内の当社株式に係る配当金は、本信託が受領し、当社株式の取得資金や本信託に係る信託報酬等に充当されます。

（11）信託期間終了時の取扱い
本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却する、又は取締役等と利害関係のない公益法人に寄付することを予定しています。また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する取締役等に対し、各々のポイントの数に応じて、按分して給付する、又は取締役等と利害関係のない公益法人に寄付することを予定しています。

（12）その他の本制度の内容
本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、本信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

3．取締役等に交付される当社株式に係る譲渡制限契約

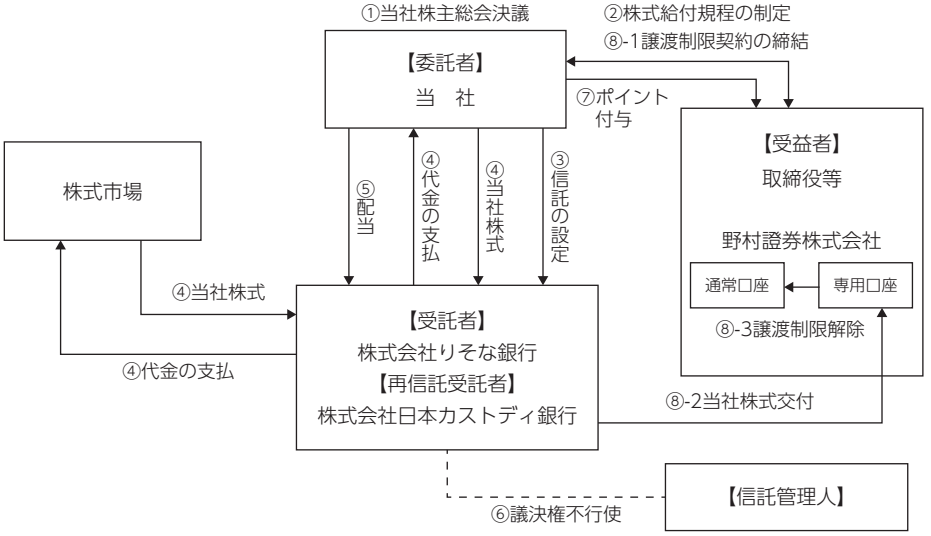
取締役等が在任中に当社株式の交付を受ける場合は、当社株式の交付に先立ち、当社と取締役等との間で、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（取締役等は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の交付を受けるものとします。）。

ただし、株式交付時において、株式給付規程に定める一定要件を満たす場合においては、本譲渡制限契約の締結を条件とすることなく、当社株式を交付することがあります（詳細は、上記の２．(8) をご参照ください。）。

① 取締役等は、本制度により交付を受けた当社株式につき、その交付を受けた日から当社の取締役及び取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位をも退任（死亡による退任を含む。以下同じ。）する日までの間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。
② 譲渡制限期間中、取締役等が任期満了その他の正当な事由により、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位をも退任した場合には、退任時点において取締役等が保有する当該株式について退任の直後の時点に譲渡制限を解除すること。
③ 一定の事由が生じた場合には当社が当該株式を無償で取得すること。
④ 譲渡制限期間中、当社が消滅会社となる合併契約その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会又は取締役会で承認された場合には、当社の取締役会決議により、当該承認の日の前営業日の直前時をもって、取締役等が保有する当該株式の譲渡制限を解除することがあること。

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理されます。また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

＜ご参考：本制度の仕組み＞



①	当社は、本総会において、本制度の導入に係る取締役等の報酬の承認決議を得ます。
②	当社は、取締役会において、本制度に基づく当社株式の交付に係る株式給付規程を制定します。
③	当社は、上記①の本総会で承認を受けた範囲内で金銭を拠出し、本制度の対象者を受益者候補とする信託（本信託）を設定します。なお、上記①の本総会で承認を受けた範囲内で金銭を追加拠出することができるものとします。
④	本信託は、上記③で信託された金銭を原資として、当社株式を当社（自己株式の処分）又は株式市場から取得します。
⑤	本信託内の当社株式に対しても、ほかの当社株式と同様に配当が支払われます。
⑥	本信託内の当社株式に係る議決権については、経営への中立性を確保するため信託期間を通じて一律に行使しないものとします。
⑦	取締役等に対しては、信託期間中、上記②の株式給付規程に基づき、役位及び業績達成度に応じて、事業年度毎にポイントが付与されます。
⑧	株式給付規程に定める一定の受益者要件（譲渡制限契約の締結を含む。）を満たした取締役等に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式を交付します。なお、交付される当社株式については、原則、当社と取締役等との間で、交付日から取締役等の退任日までを譲渡制限期間とする譲渡制限契約を締結し、野村證券株式会社に開設した専用口座で管理します。当社は、取締役等の退任時に、交付した当社株式の譲渡制限を解除します（譲渡制限が解除されなかった当社株式については、当社が無償で取得します。）。

第４号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、2020年６月29日開催の当社第69回定時株主総会において、年額30百万円以内（うち社外取締役15百万円以内）とご決議いただき今日に至っておりますが、今後のコーポレート・ガバナンス強化のための人員確保の必要性等を勘案し、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額40百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）と改めさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定しており、相当であると考えております。

現在の監査等委員である取締役は４名（うち社外取締役は３名）であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

大阪市西区南堀江１丁目12番19号

南海化学株式会社

四ツ橋スタービル６階会議室

TEL代表（06）6532-5590

最寄駅…大阪メトロ四つ橋線　四ツ橋駅下車（５号出口）徒歩３分

